

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」の検討の進め方(案)

「放送システムに関する技術的条件」(諮問第 2023 号)のうち「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために「4K・8K用FPU作業班」を設置し、調査することとする。

1. 技術的条件を調査するための前提条件

4K・8Kについては、「放送サービスの高度化に関する検討会」(座長:須藤 修 東京大学大学院教授、平成24年11月～平成25年6月)において、4K・8Kの推進に関するロードマップが策定され、本ロードマップを元に、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」(座長:伊東 晋 東京理科大学理工学部教授)において、ロードマップの更なる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策について検討がなされた。

本会合においては、平成 27 年 7 月に第二次中間報告を公表し、2020 年には4K・8K放送が一般視聴者にも広く普及するよう、2018 年のBS・110° CSによる4K・8K実用放送の開始などの目標が示されたところ。

このような状況の中、番組伝送用の放送事業用無線局(FPU)についても、4K・8K素材伝送に対応した高伝送ビットレートをもつシステムが必要となるため、今般、現行の地上デジタル放送において主に使用されているマイクロ波帯(以下の対象周波数)を使用するFPUの高度化に必要な技術的条件について、以下を前提として検討を行う。

(1) 対象周波数

5.9GHz 帯(5.850～5.925GHz)、6.5GHz 帯(6.425～6.570GHz)、6.9GHz 帯(6.870～7.125GHz)、10.3GHz 帯(10.25～10.45GHz)、10.6GHz 帯(10.55～10.68GHz)及び 13.0GHz 帯(12.95～13.25GHz)の周波数

(2) 被干渉・与干渉システムの範囲

上記対象周波数に掲げる周波数帯及び近接する周波数帯に存在する無線システム

2. 検討事項

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」の検討に向けて、マイクロ波帯の利用状況等を考慮しつつ、以下の事項を調査・検討する。

- (1) 超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件
- (2) マイクロ波帯FPUと同一または近接の周波数を使用する他の無線システムとの共用条件等
- (3) 上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技

術的条件に係る調査を実施する。

3. 作業班の設置要綱
別紙1のとおり。

4. 作業班の構成員
別紙2のとおり。

5. 今後の想定スケジュール
別紙3のとおり。

6. その他

検討に資するため、本委員会において、上記2の検討事項に関する意見陳述の機会を設けることとする。(別紙4)

4K・8K用FPU作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」に関し、超高精細度テレビジョン放送の番組素材伝送を可能とするため、マイクロ波帯FPUの高度化のための技術の導入の検討に必要な情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「4K・8K用FPU作業班」を設置することとする。

1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

情報通信技術分科会 放送システム委員会
4K・8K用FPU作業班 構成員(案)

(敬称略)

	氏名	所属	役職
主任	甲藤 二郎	早稲田大学 基幹理工学部 情報通信学科	教授
	相川 和則	電気事業連合会 情報通信部	副部長
	有賀 寿	日本放送協会 技術局 計画部	副部長
	池田 拓郎	スカパーJSAT株式会社 技術運用部門 衛星技術本部 電波業務部	部長代行
	糸氏 敏郎	国土交通省 道路局 道路交通管理課 ITS推進室	課長補佐
	井上 貴史	株式会社テレビ朝日 技術局 運用統括センター	
	大西 弘幸	一般社団法人 電波産業会 素材伝送開発部会	委員長
	唐澤 和茂	日本無線株式会社 無線インフラ技術部 放送機システムグループ	放送機システムグループ長
	狩野 雄一	東日本高速道路株式会社 管理事業本部施設部	調査役
	斉藤 一	株式会社テレビ東京 技術局 技術開発部	副参事
	佐藤 誠	日本テレビ放送網株式会社 技術統括局 技術開発部専門部	次長
	高田 仁	一般社団法人 日本民間放送連盟 企画部	専任部長
	武居 裕之	株式会社日立国際電気 映像・通信事業部 放送設備設計部	部長
	長谷地 卓	日本電気株式会社 放送・メディア事業部 第一技術部	主任
	濱住 啓之	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部	上級研究員
	平沢 修	池上通信機株式会社 生産調達統括本部 システムセンター 伝送システム部 通信機課	課長
	深澤 知巳	株式会社TBSテレビ メディア戦略室	担当部長
	森本 聡	株式会社フジテレビジョン 総合技術局 技術業務センター計画部	シニアエンジニア
	八木 宏樹	株式会社 NTTドコモ 電波部	電波技術担当課長

マイクロ波帯4K・8K用FPU 検討スケジュール

	放送システム委員会	4K・8K用 FPU 作業班
平成 28 年 5月	○第54回委員会【5/19午前】 <ul style="list-style-type: none"> 検討開始、FPU 高度化の技術動向の紹介、進め方の確認、意見聴取の実施について承認 情報通信技術分科会【5/24】 ○意見聴取の報道発表【下旬】 ↑ 意見陳述の提案募集	
6月	↓ ○第55回委員会【6/24】 <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取の募集の結果、意見陳述 	○第1回作業班【6/2午前】 <ul style="list-style-type: none"> FPU 高度化の技術動向の確認、進め方の確認、想定される要求条件の検討
7月		○第2回作業班【中旬】 <ul style="list-style-type: none"> 提案募集の結果、意見聴取を受けた技術的条件の検討 共用条件の検討
8月～ 10月		○第3回作業班【9月下旬】 <ul style="list-style-type: none"> 技術的条件・共用条件の検討 作業班報告書(案)検討
11月	○第※※回委員会【下旬】 <ul style="list-style-type: none"> 委員会報告書(案)の検討、意見募集 ↑	○第4回作業班【中旬】 <ul style="list-style-type: none"> 技術的条件(案)を含む報告書検討
平成 29 年 1月～2月	↓ 委員会報告書(案)に対する意見募集 ○第※※回委員会【1月中旬】 <ul style="list-style-type: none"> 委員会報告書(案)とりまとめ 情報通信技術分科会【2月】 <ul style="list-style-type: none"> 一部答申審議 	

平成 28 年 5 月 ※ 日
情報通信審議会
情報通信技術分科会
放送システム委員会

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送システムのためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」についての検討を行うため、平成 28 年 5 月 19 日(木)から検討を開始し、平成 29 年 1~2 月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成 28 年 6 月 24 日(金)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」に関し、学識経験者又は知見を有する者とします。(国籍を問いません。)

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 28 年 6 月 24 日(金)開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。)及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成 28 年 6 月 ※ 日(※)17:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省情報流通行政局放送技術課

担当：大塚課長補佐、宇野係長

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5786

FAX 03-5253-5788(電話連絡後送付を願います。)

E-mail broadcast_tech_voice_atmark_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。

連絡先

【意見聴取について】

放送システム委員会事務局
総務省情報流通行政局放送技術課
大塚課長補佐、宇野係長

住 所 : 〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2
中央合同庁舎 2 号館

電 話 : 03-5253-5786

F A X : 03-5253-5788

E-mail : broadcast_tech_voice_atmark_ml.soumu.go.jp

(「_atmark_」を「@」に直して入力してください。)

【情報通信審議会について】

情報通信審議会事務局
総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 管理室

電 話 : 03-5253-5957